

社会福祉法人 野洲慈恵会
一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

職員が仕事と子育てを両立させるために、職場生活と家庭生活の両立支援を行い、女性職員が活躍できる雇用環境の整備を行い、多くの部署で能力発揮・キャリア形成できるよう、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 法人の課題

- (1) 働き方改革に向けた職場と家庭の両立支援をより充実させる必要がある。
- (2) 女性管理職等の割合が占める女性割合と比べて、低い状況にある。
- (3) 管理職が復職女性に対するマネジメント責任・育成責任を認識できていない。
- (4) 女性労働者が仕事と家庭を両立しながらキャリア形成を持つことができていないことが考えられる。

3. 目標

目標1

管理職（施設長・所長以上）、総括主任に占める女性割合を40%以上にする。

＜取組内容＞

令和2年4月1日～

- ・職員を対象としたキャリア意識の醸成、管理職養成等を目的とした研修を実施する。
- ・管理職に対する女性部下の育成に関する意識啓発等を行う。

目標2

- ・男女ともに育児休業取得率を90%以上とするため対象者と育休取得前面談等を実施する。

＜取組内容＞

令和2年4月1日～

- ・職場と家庭の両立において、男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を行う。

女性の活躍の現状に関する情報公表

平成31年度実績

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合： 82.7%
- ②管理職に占める女性労働者の割合（常勤）： 35.7%
- ③男女の平均継続勤務年数の差異（女性の勤続年数が男性に比べ）： 80.7%
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間（常勤）： 6時間程度

社会福祉法人 野洲慈恵会
一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜取組内容＞

令和2年4月1日～

育児休業等の待遇や社会保険等に関する資料等を職員に配布し、制度の周知を図る。

目標2：所定労働時間削減のための措置の実施として、時間外労働や休日労働の多い職員に対して、業務量の調整や面談等を行い、所定外労働の削減を図る。

＜対策＞

令和2年4月1日～

管理職等が職員の毎月の時間外労働を把握の実施として、労働基準法の限度時間を超えるような職員がいる場合は、面談等を実施し、業務量の調整や、業務処理方法の見直し等を行い改善を図る。

令和2年4月1日

社会福祉法人野洲慈恵会

理事長 奥村義一

